

深谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

(令和5年11月9日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の営繕工事において、「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 契約工期のうち、対象期間における4週8休以上の現場閉所（現場休息）率を達成することをいう。
 - (2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含め1日を通じて現場が閉所された状態をいう。
 - (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含め1日を通じて現場作業がない状態をいう。
 - (4) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。
 - (5) 現場閉所（現場休息）率 現場閉所（現場休息）日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定したものをいう。
 - (6) 対象期間 契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」をいう。
 - (7) 現場施工着手日 現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。
- 2 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所（現場休息）日としてカウントすることとする。
- 3 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。
- 4 地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）日に作業が生じる場合には、原則として作業日前後の7日以内に振替の現場閉所（現場休息）日を設定するも

のとする。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（緊急随契で実施する災害復旧工事、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案し発注者が選定する。なお、1つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式による発注とする。

- (1) 発注者指定型方式
- (2) 受注者希望型方式

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき、入札公告及び特記仕様書にその旨を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。なお、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。

(経費の補正)

第6条 発注者指定型方式においては、当初の設計金額に対し、次に掲げる経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、施工後に現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額補正して契約変更を行う。

- (1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%以上）

経 費	補正係数
労 務 費 ※設計金額の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	1.05

2 受注者希望型方式においては、当初の設計金額に対し、次の（１）に掲げる経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、施工後に現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、閉所状況等に応じ次の（２）及び（３）に基づき請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

（１） ４週８休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%以上）

経 費	補正係数
労 務 費 ※設計金額の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	1.05

（２） ４週７休以上４週８休未満（現場閉所（現場休息）率 25.0%以上 28.5%未満）

経 費	補正係数
労 務 費 ※設計金額の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	1.03

（３） ４週６休以上４週７休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%以上 25.0%未満）

経 費	補正係数
労 務 費 ※設計金額の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	1.01

（実施方法）

第 7 条 受注者希望型方式の場合、受注者は、契約後速やかに「モデル工事」の実施の意向について、工事記録で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。

2 工事施工着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

（１） 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

（２） 受注者は、現場施工着手日から 28 日分の「休日取得計画書（様式 1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

（３） 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式 1）」を作成する。

(4) 受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをPRするため、別紙2の記載例を基本とした掲示図を工事現場の見やすい場所に掲示する。

3 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書(様式1)」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

(2) 28日間終了後、「休日取得実績書(様式2)」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

(3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所(現場休息)日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(4) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速な対応に努める。

(5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場施工完了時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書(様式2)」及び「休日取得実績書【集計表(様式2-2)】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 受注者は、現場施工完了日から工事検査の3日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(工事成績評定における評価)

第9条 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じ、工事成績評定において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)	2点	2点
4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率25.0%以上28.5%未満)	—	1点

4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率21.4%以上25.0%未満)	—	0.5点
---------------------------------------	---	------

- ※ 加点は評価項目「創意工夫」で行うため、得点割合0.4を乗じた点数となる。
- ※ 令和5年12月1日以降に契約する案件を対象とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別紙1（第4条第2項関係）

入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示

1 入札公告において以下の文言を記載することとする

本工事は、深谷市「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

※ 発注方式により、「発注者指定型」もしくは「受注者希望型」を記入

※ 記載箇所は案件により異なる場合がある

2 特記仕様書において以下の文言を記載することとする

週休2日制モデル工事

本工事は、深谷市「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、深谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。

試行要領は深谷市ホームページ（※URLを記載）より確認すること。

※ 発注方式により、「発注者指定型」もしくは「受注者希望型」を記入

※ 記載箇所は案件により異なる場合がある

別紙 2 (第 7 条第 2 項関係)

記載例

週休 2 日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、
原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

工事名 ○○○工事

発注者 深谷市

受注者 ○○建設株式会社

※ 縦 1.0 m 以上、横 1.0 m 以上のサイズとする。